

令和8年6月定例会

教育産業委員会資料
(教育委員会)

秋田市立学校設置条例新旧対照表

改 正 案	現 行																												
第1条 (略) 別表 <div style="text-align: center;">小学校</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>秋田市立みらい学園小学校</td> <td>秋田市下北手松崎字 谷崎202番地の1</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;">中学校</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>秋田市立みらい学園中学校</td> <td>秋田市下北手松崎字 谷崎202番地の1</td> </tr> </tbody> </table> 高等学校の表 (略)	名 称	位 置	(略)		(略)		(略)		秋田市立みらい学園小学校	秋田市下北手松崎字 谷崎202番地の1	名 称	位 置	(略)		秋田市立みらい学園中学校	秋田市下北手松崎字 谷崎202番地の1	第1条 (略) 別表 <div style="text-align: center;">小学校</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>秋田市立下新城小学校</td> <td>秋田市下新城笠岡字 佐戸反10番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center;">中学校</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名 称</th> <th style="width: 50%;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> 高等学校の表 (略)	名 称	位 置	(略)		秋田市立下新城小学校	秋田市下新城笠岡字 佐戸反10番地	(略)		名 称	位 置	(略)	
名 称	位 置																												
(略)																													
(略)																													
(略)																													
秋田市立みらい学園小学校	秋田市下北手松崎字 谷崎202番地の1																												
名 称	位 置																												
(略)																													
秋田市立みらい学園中学校	秋田市下北手松崎字 谷崎202番地の1																												
名 称	位 置																												
(略)																													
秋田市立下新城小学校	秋田市下新城笠岡字 佐戸反10番地																												
(略)																													
名 称	位 置																												
(略)																													

秋田市学校給食費に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第3条 (略) (学校給食費の徴収等)</p> <p>第4条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者から学校給食費を徴収する。<u>ただし、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者のうち、規則で定める保護者については、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項本文の規定</u>により徴収する学校給食費の額は、規則で定める額とする。</p> <p>3 市長は、事故等により学校給食の実施を全て中止した場合その他の規則で定めるやむを得ない事情があると認める場合は、<u>第1項本文の規定</u>にかかわらず、当該事情に係る学校給食費を徴収しないことができる。</p> <p>第5条 (略) (学校給食費の納付)</p> <p>第6条 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者<u>(第4条第1項ただし書に規定する保護者を除く。)</u>は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (学校給食費の徴収等)</p> <p>第4条 市長は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者から学校給食費を徴収する。</p> <p>2 <u>前項の規定</u>により徴収する学校給食費の額は、規則で定める額とする。</p> <p>3 市長は、事故等により学校給食の実施を全て中止した場合その他の規則で定めるやむを得ない事情があると認める場合は、<u>第1項の規定</u>にかかわらず、当該事情に係る学校給食費を徴収しないことができる。</p> <p>第5条 (略) (学校給食費の納付)</p> <p>第6条 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。</p> <p>第7条 (略)</p>

秋田市学校給食費に関する条例の一部を改正する専決処分について 承認を求める件について

国の「学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）」に基づく支援が開始されること等に伴い令和 8 年 3 月 3 1 日付けで専決処分した標記の件について、議会の承認を求めるもの。改正内容および専決処分予定については、令和 8 年 2 月市議会定例会教育産業委員会において説明済み。

1 改正内容

学校給食費徴収の対象外となる保護者について規定する旨の改正を行った。

(1) 第 4 条関係（学校給食費の徴収等）

市立学校において実施する学校給食に係る学校給食費について、規則で定める保護者からは徴収しないこととした。

(2) 第 6 条関係（学校給食費の納付）

(1)に伴い、規定を整備した。

2 施行期日等

施行は令和 8 年 4 月 1 日からとし、令和 8 年度以後の年度分の学校給食費について適用することとした。

議案第97号 秋田市立日新小学校増改築等に伴うグラウンド等整備工事請負契約を締結する件

入 札 結 果 表

契 約 番 号 6

工 事 名 秋田市立日新小学校増改築等に伴うグラウンド等整備工事

工 事 場 所 秋田市新屋栗田町24番1号

入 札 方 式 総合評価落札方式による公募型指名競争入札

開 札 日 令和8年5月13日

予 定 価 格 291,980,000円 (消費税および地方消費税を除いたもの)

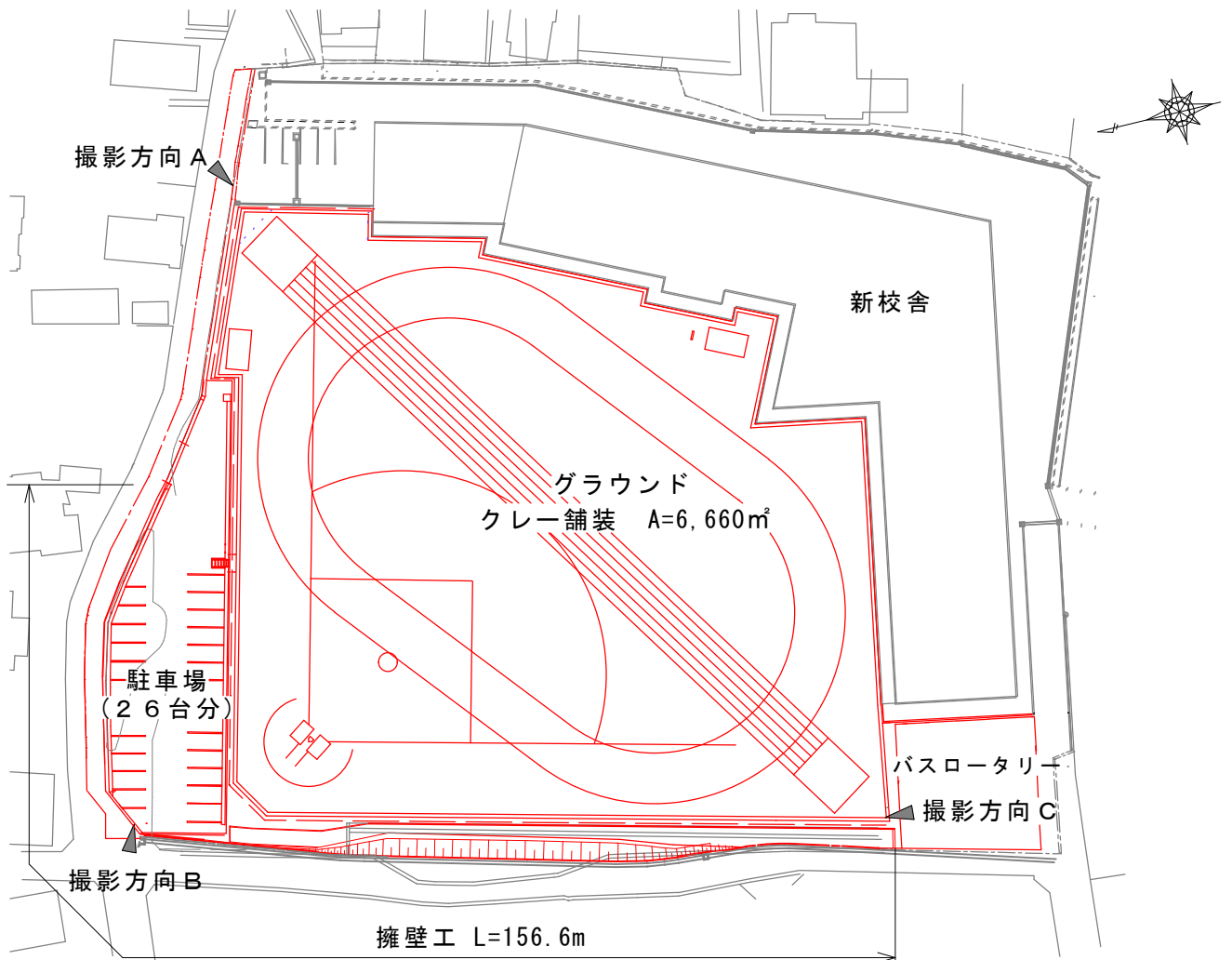
調 査 基 準 価 格 266,500,000円 (消費税および地方消費税を除いたもの)

落 札 金 額 291,000,000円 (消費税および地方消費税を除いたもの)

落 札 者 住建・秋田舗道・ヤマリ特定建設工事共同企業体

番号	商号又は名称	入札金額（税抜）	総合評価結果			摘 要
			価格評価点 (A)	技術等評価点 (B)	総合評価点 (A+B)	
1	住建・秋田舗道・ヤマリ 特定建設工事共同企業体	291,000,000	0.2853	6.4375	6.7228	落 札
備考	入札金額は消費税および地方消費税を除いたものです。					
	落札金額に消費税および地方消費税を加えた金額		320,100,000円			

令和8年度 秋田市立日新小学校増改築等に伴うグラウンド等整備工事



工 期：令和8年6月定例会議決後から令和9年3月26日

工事内容

- ・グラウンド（クレー舗装6,660㎡）の整備
- ・駐車場（26台分）の整備
- ・北側および西側の擁壁（156.6m）整備



写真A グラウンド整備箇所（北東側より）



写真B 駐車場整備箇所（西側より）



写真C 擁壁整備箇所（南側より）

第5次秋田市教育ビジョンの策定について

1 策定の目的

教育基本法第17条第2項に基づき、本市の教育振興基本計画として策定。現行の教育ビジョンの計画期間が令和8年度で終了することに伴い、これまでの取組や教育環境を取り巻く様々な課題を整理するとともに、今後目指すべき方向性を明確にし、本市教育の更なる充実を図るため、策定する。

【次期計画期間】令和9年度から令和13年度までの5年間

<教育基本法より抜粋>

第17条

2 地方公共団体は、前項の計画（※政府が策定する教育振興基本計画）を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 策定体制等

(1) 策定に当たっての基本的な方向性

第5次教育ビジョンにおいても、「自立と共生」を本市教育における普遍的な理念として継承し、現状と課題を踏まえた見直しを加えながら策定する。

(2) 検討組織

第5次教育ビジョンの内容を検討するため、有識者による秋田市教育ビジョン検討委員会を設置する。

ア 委員構成 13名（学校教育部門8名、社会教育部門5名）

イ 開催予定 年4回

3 策定スケジュール

令和8年	6月～	教育ビジョン検討委員会 ・原案策定
	9月	<u>市議会9月定例会</u> ・原案およびパブリックコメント実施概要説明
	10月～11月	パブリックコメント（1か月程度）
	12月	教育ビジョン検討委員会 ・パブリックコメント報告、成案策定
令和9年	2月	<u>市議会2月定例会</u> ・成案報告

学校適正配置に関する地域協議の開催状況等について

秋田市小・中学校適正配置基本方針に基づき、地域ブロック協議会において、学校統合の方向性（学校の組合せ）が決定した地域については、学校統合検討委員会で統合の可否を検討している。

また、検討委員会において、学校統合の合意が得られたところについては、学校統合準備委員会で、統合の実施に向けた具体的な準備作業を行っている。

1 学校統合検討委員会の開催状況等

(1) 第1回岩見三内小、河辺小および岩見三内中、河辺中学校統合検討委員会 【3月19日(木)開催】

ア 主な意見等

- ・岩見三内小の児童数を踏まえると令和11年度までに統合するのが良いと考えているが、保護者それぞれの考えがあることから、PTAとしての意見を集約していきたい。
- ・岩見三内中の統合時期は、小中併設校であることを踏まえ、岩見三内小と同時が良いのではないかと考えており、保護者の意見集約を図っていきたい。
- ・地域からすると学校への思いはあるが、何を一番大切にするのかを考えていけば、自ずと結論は出るのではないかと思う。
- ・統合の合意に向けて解決すべき問題として、統合後に使用する校舎をどちらにするか、通学手段をどのように確保するかを検討する必要があると思う。

イ 今回の委員会での確認事項

- ・今回の協議内容を踏まえ、各所属団体で意見集約し、次回以降、統合時期や統合後に使用する校舎などについて、引き続き協議する。

(2) 第10回浜田小、豊岩小、下浜小学校統合検討委員会【5月28日(木)開催】

ア 主な意見等

- ・豊岩小PTAとしては、児童数の減少により、学校運営が大変厳しくなったこと、また地域からも統合について強い後押しをいただいたことから、日新小との統合を進めたい。
- ・下浜小PTAとしては、統合時期について様子を見たいとの慎重な意見があるが、単独での存続希望の意見はなく、日新小との統合を求める意見が多数であった。
- ・浜田小PTAとしては、小規模校で学びたいとの意見が多数あり、オープンスクールで通学している児童がいるため、統合については慎重に協議したい。

イ 今回の委員会での確認事項

- ・日新小と豊岩小は統合に向けた協議を先行して進め、2校での統合検討委員会を設置する。
- ・浜田小、下浜小は、児童数の推移を踏まえながら将来的な統合の方向性について個別に協議を継続する。

2 学校統合準備委員会の開催状況等

(1) 第12回土崎小、土崎南小学校統合準備委員会【3月27日(金)開催】

(令和8年度統合)

ア 今回の委員会での確認事項

- ・令和8年4月1日に統合する土崎小、土崎南小について、学校統合準備委員会におけるこれまでの検討経緯と決定事項を確認した。
- ・本準備委員会は、当初の目的が達成されたことから、今回の開催をもって、その役割に一区切りをつけ、解散することとした。

(2) 第6回飯島小、下新城小学校統合準備委員会【4月20日(月)開催】

(令和9年度統合予定)

ア 今回の委員会での確認事項

- ・閉校記念式典については、4月16日に設立した、地域、PTAおよび学校関係者で構成する秋田市立下新城小学校閉校記念事業実行委員会が、教育委員会と連携しながら実施する。また、閉校記念式典は、令和8年10月31日(土)に開催することとし、歴史の節目にふさわしい式典となるよう準備を進める。
- ・記念誌の作成、記念碑の建立等については、実行委員会が主体となり、準備を進める。
- ・統合前から両校の児童の交流を深めるため、今年度中に2回、交流学習の実施を計画しており、引き続き、学校間で連携して準備を進める。
- ・下新城小に設置している下新城児童室は、統合に合わせて閉室し、統合後は飯島小に設置している飯島児童センターを使用する。

3 今後のスケジュール

(1) 地域ブロック協議会

開催日	地域ブロック協議会	地域
7月以降	第8回南部地域ブロック協議会	南部

(2) 学校統合検討委員会

開催日	学校統合検討委員会	地域
7月以降	第4回八橋小、寺内小学校統合検討委員会	中央
	第10回旭北小、旭南小学校統合検討委員会	
	第1回日新小、豊岩小学校統合検討委員会	西部
	第8回土崎中、将軍野中学校統合検討委員会	北部
	第8回秋田北中、飯島中学校統合検討委員会	
	第2回岩見三内小、河辺小および岩見三内中、河辺中学校統合検討委員会	河辺

(3) 学校統合準備委員会

開催日	学校統合準備委員会	地域
7月以降	第6回築山小、中通小学校統合準備委員会	中央
	第7回飯島小、下新城小学校統合準備委員会	北部

※(1)～(3)の地域協議については、進捗状況により、順次、開催する。

(4) 記念式典

開催日	名称	会場
令和8年10月31日(土)	秋田市立下新城小学校閉校記念式典	下新城小体育館